

港長公示大第 8 - 2 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限したので同条第 2 項の規定により公示する。

なお、令和元年 5 月 1 日付港長公示大第 1-1 号による引火性危険物積載タンカーへの接近・接舷の制限は、本公示をもって解除する。

令和 8 年 4 月 1 日

阪 神 港 長



引火性危険物積載タンカー（タンク船を含む。以下同じ。）への接近・接舷の制限について

引火による船舶の事故を防止するため、阪神港大阪区及び堺泉北区における引火性危険物積載タンカーの付近において、下記のとおり船舶の航泊を制限する。

記

1 期間

令和 8 年 4 月 1 日から当分の間

2 区域

阪神港大阪区及び堺泉北区に停泊中の引火性危険物積載船タンカーから 30 メートル以内の海面

ただし、天然ガス（LNG）積載タンカー（LNG バンカー船を除く）にあつては 50 メートル、大阪区第

3 区木津川運河に停泊する引火性危険物積載タンカーにあつては、15 メートル以内の海面とする。

3 制限事項

船舶は、引火性危険物積載タンカーが停泊している間、上記区域に立ち入ってはならない。

ただし、次に掲げる船舶を除く。

(1) 港長が当該タンカーへ接舷を認め、本制限を解除した船舶

(2) 次の条件を満足する給油船、交通船、曳船等の当該タンカーの運航に関係のある船舶及び官公庁用船舶であつて当該タンカーの荷役中以外のときに接舷する船舶

イ 甲板上又は船内の開放された場所において、喫煙、暖房、ほう炊、その他の火気を使用しておらず、あるいは火花を発生おそれのある修理又は作業を行っていないこと。

ロ 煙突に火粉の吐出を防止するに十分な装置を施していること。

4 標示

(1) 引火性危険物積載タンカーは、港内停泊中、夜間においても容易に視認できる「引火性危険物積載中」等の垂れ幕を掲げている。

(2) 危険物専用岸壁に引火性危険物積載タンカーが停泊しているときは、制限区域を表示する浮標（夜間にあつては点滅灯）の設置又は警戒船が配備されている。

ただし、木津川運河に停泊する引火性危険物積載タンカーにあつては、船首尾に赤旗が設置されている。

5 備考

引火性危険物積載タンカーに接舷中（接・離舷時を含む。）の船舶は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 船体の接舷による火花の発生を防止するに十分な防舷物を使用すること。

(2) 係留索にワイヤーロープを使用する場合は、船体との接触による火花の発生を防止するに十分な措置を講ずること。

(3) 喫煙、暖房、ほう炊、その他の火気を使用し、あるいは火花を発生おそれのある修理又は作業を行わないこと。

(4) 接舷時間は、必要最小限とすること。